

26ス学健第87号
平成27年3月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人事務局長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

大 路 正 浩

(印影印刷)

学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）

標記については、これまでも御尽力を頂いているところですが、学校管理下や登下校中に児童生徒等が被害に遭う事件・事故災害の発生は後を絶たず、児童生徒等への安全教育や学校等の安全管理等の一層の充実を図ることが求められています。

このたび文部科学省では、学校健康教育行政に係る取組状況調査の結果を公表しました。別紙1のとおり概ね多くの学校において、学校安全の取組が推進されておりますが、一部前回調査に比べ取組が後退している状況が伺えました。つきましては、下記の点に留意の上、別紙2を活用するなど、これらの取組を含め児童生徒等の安全確保のため学校安全に関する更なる取組の推進をお願いします。

なお、学校安全計画や危険等発生時対処要領等、法令で策定が義務付けられている事項については、今後、継続的に策定状況を把握した上で、未策定の学校名については公表する等の対応を検討する予定としております。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局長におかれては管下の附属学校に対し、この趣旨について周知くださるようお願いします。

記

1. 学校安全計画の策定

学校安全計画は、法令上すべての学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）において策定し、これを実施することが義務付けられていることから、未策定の学校においては確実に策定すること。その際、

学校安全計画の中に職員の研修等について盛り込むこと。

2. 学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の定期的又は必要に応じた検証

学校安全計画は、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ検証を行った上で作成されるべきものである。また、危険等発生時対処要領は危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであり、学校安全計画と同様に適切な見直しを図る必要がある。検証が行われていない学校においては直ちに検証・見直しをして、実効性のある学校安全計画や危険等発生時対処要領に改訂するとともに、今後、毎年度、確実に検証・見直しすること。

なお、危険等発生時対処要領の作成、検証・見直しをする際には、学校が立地する自治体の地域防災計画や国民保護計画等についても考慮すること。

3. 通学路安全マップの作成

児童生徒等に対し、通学路の安全マップを作成させることは、安全の問題を自分たちの生活空間と関連付けて具体的に考えさせる教育として非常に有効である。児童生徒等が自ら危険を予測し、回避することができるようにするためにも通学路の安全マップの作成及び活用を促進すること。

4. 家庭や地域の関係機関・団体との会議の開催

学校においては、児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図る必要がある。

調査結果から、会議を開催している学校の割合は前回調査より増加しているものの、全ての学校において開催されるよう体制整備が求められる。

5. 災害時における保護者への児童生徒等の引渡しや待機方法に関する手順やルールの取決め

東日本大震災発生時の岩手県、宮城県、福島県の学校等を対象に行った「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」によると、東日本大震災では、児童生徒等が帰宅困難な状況が26%の学校等で発生し、保護者が被災して連絡が取れなかった例もあった。引渡しや待機の判断、保護者と連絡が取れない場合の対応などについて、全ての学校において保護者との間で事前にルールを決めておくことが必要である。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 学校安全係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111（内線2917）
FAX 03-6734-3794
E-mail: anzen@mext.go.jp

学校健康教育行政の推進に関する取組状況調査について（概要） （平成25年度実績）

国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（平成26年5月1日現在で設置されている学校）の平成26年3月末時点の対応状況である。

※「小学校等」とあるのは、特別支援学校の小学部、「中学校等」とあるのは、特別支援学校の中学部、「幼稚園等」とあるのは、特別支援学校の幼稚部を含む。

※（ ）内は、前回調査（H23年度）の数値であり、数値が入っていない項目は今回から調査を実施したものである。

【学校安全計画策定状況と内容の充実について】

- | | | |
|---|--|------------------|
| 1 | <u>学校安全計画</u> を策定している学校の割合 | 94.9%
(95.7%) |
| ① | 学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、 <u>学校の施設及び設備の安全点検の内容</u> を盛り込んでいる学校の割合 | 99.0%
(99.1%) |
| ② | 学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、 <u>安全指導の内容</u> について盛り込んでいる学校の割合 | 99.5%
(99.4%) |
| ③ | 学校安全計画を策定している学校の内、同計画の中に、 <u>職員の研修等の内容</u> について盛り込んでいる学校の割合 | 87.3%
(93.2%) |
| ④ | 学校安全計画を策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、 <u>同計画の検証</u> を行った学校の割合 | 92.2%
(94.3%) |
| ⑤ | 学校安全計画を策定している学校の内、校務分掌中における <u>同計画を推進するための中核となる教職員</u> の割合 | |

校長	教頭・副校長	主幹教諭	教務主任	生徒指導主事	その他の教諭	講師	用務員	その他
43.9%	63.5%	14.9%	22.5%	33.5%	56.1%	1.5%	3.0%	3.9%
(19.4%)	(36.5%)	(8.8%)	(6.9%)	(16.4%)	(32.8%)	(1.0%)	(0.9%)	(2.5%)

- | | | |
|---|--|-------|
| ⑥ | 学校安全計画を策定している学校の内、同計画や安全教育等の <u>学校安全の取組を保護者に周知</u> している学校の割合 | 79.2% |
|---|--|-------|

- 2 学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の割合 98.1%
- ① 学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校の内、支障となる事項があった学校の割合 48.5%
- ② 支障となる事項があった学校の内、自身で改善を図るための措置を講ずることのできない事項があった学校の割合 61.8%
- ③ 自身で改善を図るための措置を講ずることができなかった学校の内、改善を図るための措置を講ずることができない事項について、設置者へ申し出た学校の割合 98.7%

- 3 通学路の安全点検を実施した学校の割合 85.0%
- ※参考 小学校 99.0%
- 中学校 92.3%

- 4 児童生徒等に、通学路の安全マップを作成させている学校の割合 45.8%
- ※調査対象 幼稚園等を除く。
- ※参考 小学校等及び中学校等 51.4% (85.1%)

- 5 学校安全に関する指導について、指導している教育活動の時間
- ※調査対象 幼稚園等を除く。

	教科	総合的な学習の時間	学校行事	児童会等	学級活動	その他
生活安全	43.0 % (56.0 %)	29.7 % (40.8 %)	70.9 % (62.5 %)	22.7 % (43.1 %)	83.9 % (70.4 %)	13.1 % (20.5 %)
災害安全	48.7 % (52.3 %)	31.5 % (36.7 %)	81.9 % (68.2 %)	14.8 % (25.3 %)	78.7 % (66.7 %)	12.1 % (18.1 %)
交通安全	40.9 % (47.1 %)	28.7 % (38.8 %)	75.9 % (66.6 %)	23.1 % (37.4 %)	83.5 % (69.2 %)	14.8 % (20.8 %)

- 6 安全確保のための登下校方策を実施した学校の割合 91.1%
- ※調査対象 高等学校等を除く。
- ※参考 幼稚園等及び小学校等 97.9% (96.0%)
- 集団登下校を実施した学校の割合 35.6%
- ※参考 幼稚園等及び小学校等 44.0% (48.1%)
- 保護者や地区の人々、ボランティア等による同伴又は見守りを実施した学校の割合 78.0%
- ※参考 幼稚園等及び小学校等 85.4% (87.4%)

○ スクールバスによる送迎を実施した学校の割合 28.5%
※参考 幼稚園等及び小学校等 31.4% (33.2%)

7 職員に対する校内研修の実施や校外研修への派遣を行った学校の割合 93.1%
(87.9%)

【危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定状況について】

8 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定している学校の割合 95.5%
(92.5%)

① 危機管理マニュアルを策定している学校の内、同マニュアルに盛り込んでいる3領域の割合

生活安全 92.5% (89.3%)

災害安全 97.3% (90.3%)

交通安全 68.5% (77.7%)

② 危機管理マニュアルを策定している学校の内、同マニュアルに、事件事故災害発生後における児童生徒等とその家族への対応方策や事実経過の確認方法等について盛り込んでいる学校の割合 89.4%

③ 危機管理マニュアルを策定している学校の内、定期的又は必要に応じて、同マニュアルの検証を行った学校の割合 87.9%
(95.5%)

④ 危機管理マニュアルを策定している学校の内、同マニュアルを保護者に周知している学校の割合 46.7%

9 津波浸水区域に所在する学校の割合 7.8%

① 津波浸水区域に所在する学校の内、津波被害を想定した危機管理マニュアルを策定している学校の割合 91.4%
(76.7%)

② 津波浸水区域に所在する学校の内、津波被害を想定した避難訓練を実施している学校の割合 91.5%
(77.2%)

10 UPZ内（緊急時防護措置を準備する区域、原子力施設から概ね30km）に所在する学校の割合 4.9%

① UPZ内に所在する学校の内、原子力被害を想定した危機管理マニュアルを策定している学校の割合 66.9%

- ② UPZ内に所在する学校の内、原子力被害を想定した避難訓練を実施している学校の割合 31.9%

【地域の関係機関との連携について】

- 11 児童生徒等の安全の確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や情報交換を行うための会議を開催している学校の割合 85.3%
(76.3%)
- 12 学校警察連絡協議会の場を活用した学校安全における連携体制を整備している学校の割合 63.3%
(60.7%)
- 13 通学路の安全の確保を図るため、関係機関等（教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等）と連携を図っている学校の割合 86.6%
- ※参考 小学校 99.2% (98.9%)
中学校 94.5% (92.8%)

【学校の安全管理の取組状況について】

- 14 学校内外において、地域のボランティア等による巡回・警備が行われている学校 69.8%
(69.1%)
- 15 学校敷地内への不審者侵入防止のための対応（門の施錠、防犯カメラの設置等）や校舎内への不審者侵入防止のための対応（来校者にリボンや名札等を着用させる等）をとっている学校の割合 96.7%
(95.6%)
- 16 学校敷地内での不審者の発見・排除のための対応（教職員等による敷地内の巡回等）や学校へ不審者が侵入する等の緊急時に備えた対応（通報システムの整備等）をとっている学校の割合 97.5%
(94.9%)
- 17 防犯のために備えている設備や備品

○ 防犯監視システム

防犯カメラ	センサー	インターホン	認証装置	その他
41.5%	38.0%	60.7%	5.4%	11.9%
(37.3%)	(43.3%)	(53.1%)	(6.5%)	(15.8%)

○ 通報システム

校内緊急通話システム	警察との連絡システム	警備会社との連絡システム	防犯ベル・防犯ブザー	携帯型押しボタン	その他
39.6%	35.5%	70.6%	48.9%	8.6%	5.1%
(64.4%)	(41.6%)	(69.6%)	(50.3%)	(12.0%)	(8.3%)

○ 安全を守るための器具

さすまた	盾	催涙スプレー	ネット	杖	その他
83.8%	5.1%	17.5%	10.5%	9.6%	10.7%
(80.9%)	(6.4%)	(19.8%)	(11.8%)	(14.7%)	(13.1%)

- 18 防犯ブザー（防犯ベル等）を児童生徒等へ配布している学校の割合 39.1%
(41.0%)
※参考 小学校 81.9% (82.1%)
中学校 14.8% (21.8%)
高等学校 4.3% (7.9%)
- 19 警備員（夜間警備、ボランティアによる巡回は除く。）を配置している学校の割合 9.3%
(12.1%)
- 20 児童生徒等の熱中症予防のための対策をとっている学校の割合 97.9%
- 21 被災時に児童生徒等が学校に待機することを想定して備蓄を行っている学校の割合 72.0%
(64.2%)
- 22 学校の施設が避難所になった場合の対応等について、自治体防災担当部局、地域住民等との間にあらかじめ連携体制が図られている学校の割合 61.6%
(50.1%)
※調査対象 避難所に指定されていない学校も含む。
※参考 公立小学校 81.0% (68.0%)
- 23 災害時の児童生徒等の引渡しや待機方法について、保護者との間で手順やルールを決めている学校の割合 79.4%
(70.8%)
※参考 公立小学校 89.6% (83.0%)
公立中学校 74.0% (61.1%)
公立高等学校 54.0% (35.3%)
- 24 緊急地震速報受信システムを設置又は平成26年度内に設置を予定している学校の割合 40.6%
(25.0%)
- 25 学校現場に即した助言ができるよう学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家（退職した校長等）との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合 31.3%
(22.9%)
- 26 防災訓練（避難訓練を含む。）を実施した学校の割合 99.5%

27 自動体外式除細動器（AED）を設置又は平成26年度内に設置を予定している学校の割合 92.2%
(88.8%)

① 自動体外式除細動器（AED）を設置している学校の内、日常的に点検している学校の割合 98.5%
(97.9%)

28 児童生徒等を対象とした、自動体外式除細動器（AED）の使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合 50.0%

※調査対象 特別支援学校及び幼稚園を除く。

※参考 中学校 65.8%

高等学校 75.6%

29 教職員を対象とした、自動体外式除細動器（AED）の使用を含む応急手当講習を行っている学校の割合 89.9%

【教職員への研修について】

30 教職員への研修（「学校安全教室推進事業」以外の単独事業）を実施した都道府県・指定都市教育委員会の割合 82.1%

※参考 都道府県教育委員会 85.1%（89.4%）

指定都市教育委員会 75.0%

【学校安全のために指導的役割を果たす者について】

31 防犯の専門的な知識・技能を有する者や警察OB等で、学校や通学路における子供の安全確保のために、学校や学校安全ボランティアの活動に対する指導等を行っている人の数 3,809人
(3,019人)

学校安全計画の策定は法律上の義務です！

学校安全計画は、法令上すべての学校で策定しなければなりません！

【学校保健安全法 第27条】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校安全計画	必要的記載事項	
	①	学校の施設設備の安全点検
	②	児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導
	③	教職員に対する研修

○ 学校安全計画を策定している学校

	平均	国立	公立	私立（幼稚園）
H23年度実績	95.7%	98.1%	99.7%	80.1%（78.9%）
H25年度実績	94.9%	97.3%	99.9%	75.2%（73.9%）

○ 学校安全計画の中に職員の研修等について盛り込んでいる学校

	平均	国立	公立	私立
H23年度実績	93.2%	91.1%	93.9%	90.3%
H25年度実績	87.3%	89.0%	88.8%	79.6%

学校安全計画、危険等発生対処要領は、毎年度見直す必要があります！



○ 定期的又は必要に応じて、学校安全計画の検証を行った学校

	平均	国立	公立	私立（幼稚園）
H23年度実績	94.3%	97.3%	96.6%	82.9%（82.2%）
H25年度実績	92.2%	96.1%	94.7%	79.0%（78.4%）

○ 定期的又は必要に応じて、危機管理マニュアルの検証を行った学校

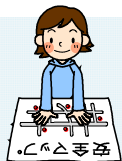
	平均	国立	公立	私立
H23年度実績	95.5%	98.1%	97.8%	83.4%
H25年度実績	87.9%	90.8%	91.6%	69.6%

その他に

児童生徒等に通学路安全マップを作成させましょう！

通学路安全マップの作成は、安全の問題を自分たちの生活空間と関連づけて考えさせる上で有効です。

児童生徒等が自ら危険を予測し、回避することができるようにするためにも、遊学路安全マップの作成・活用を促進しましょう。



○ 児童生徒への通学路安全マップの作成指示の状況（小学校等及び中学校等）

	平均	国立	公立	私立
H23年度実績	85.1%	56.8%	86.5%	44.8%
H25年度実績	51.4%	23.1%	52.5%	19.6%

家庭や地域の関係機関・団体との連携を図りましょう！

児童生徒等の安全は、学校だけでは確保できません！

児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、警察や関係機関、地域の住民と連携を図るために、会議を開催することが有効です。



○ 協力要請や情報交換を行うための会議を開催している学校

	平均	国立	公立	私立
H23年度実績	76.3%	70.0%	86.0%	38.7%
H25年度実績	85.3%	85.4%	92.8%	55.5%

災害時における児童生徒等の保護者への引渡し方法等を決めておきましょう！

東日本大震災では、児童生徒等が帰宅困難な状況が多くの学校で発生し、保護者が被災して連絡が取れなくなる例もありました。

災害時に備え、事前に保護者との間でルールを決めておく必要があります。



○ 災害時の児童等の引渡しや待機方法について、保護者との間で手順やルールを決めている学校

	平均	国立	公立	私立
H23年度実績	70.8%	73.0%	72.5%	64.5%
H25年度実績	79.4%	80.1%	81.7%	70.1%